



東京歯科保険医新聞

国民とわれわれ歯科
医師が共同して保険
診療を充実させよう

行政文書の開示で指導の全貌解明

協会の不服申し立てで厚生局が不開示決定を撤回

平成24年度指導計画表(歯科)

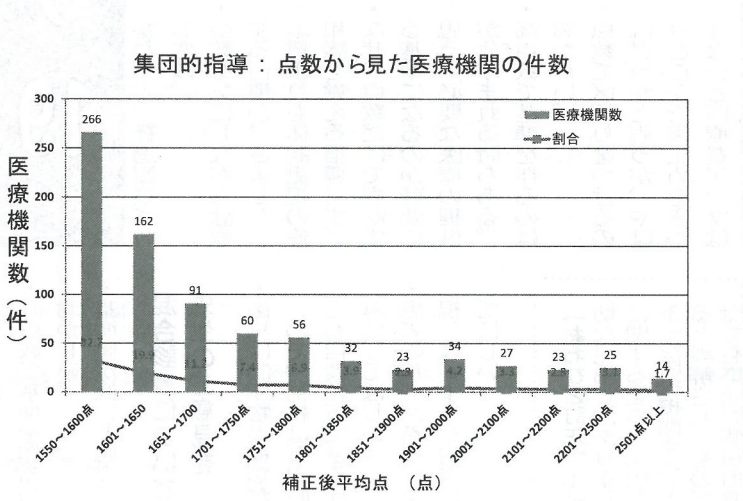
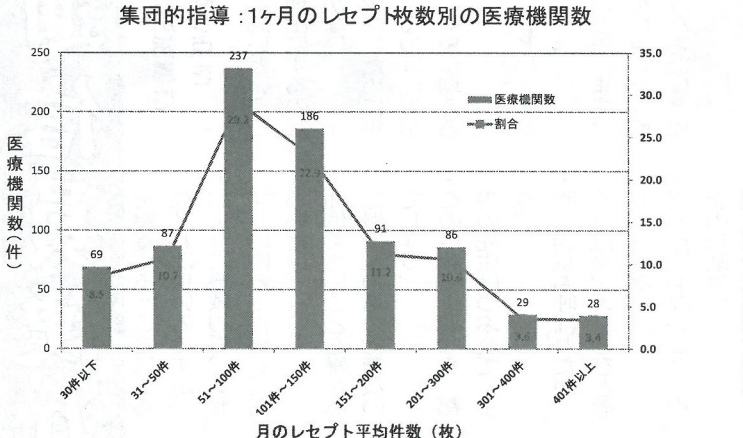
平成24年度 指導計画表(歯科)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
集団指導	新規登録	○						○						
	新規指定時	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	点数改定													
集団的個別指導	集団方式													
	面接懇談方式													
個別指導	都道府県個別指導													
	共同指導(特定含む)													
新規個別指導	新規指定													

※ 数字は、指導対象予件数である。
○印は実施予定 (○)は未定

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
集団指導	新規登録	○						○						
	新規指定時	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	点数改定													
集団的個別指導	集団方式			○										
	面接懇談方式													
個別指導	都道府県個別指導		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	共同指導(特定含む)													
新規個別指導	新規指定		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

※ 数字は、指導対象予件数である。○印は実施予定 (○)は未定



不開示決定撤回への経緯

協会は、例年開示されてきたものが突然不開示にされたことに対し、関東信越厚生局東京事務所への要請を行った。その結果、指導予件数などは、今年三月三十日付けで厚生省保険局医療課医療指導監査室から出された「医療指導監査業務に関する行政文書の開示請求に係る事務処理要領」に則って、不開示とされたことがわかった。

同「要領」は、A4判二十三ページで、「保険医療機関等の指定申請等・保険医

等」の登録申請等に係る業務に関する行政文書の取扱いは、「各種指導に係る業務に関する行政文書の取扱」に「施設基準等に係る業務に関する行政文書の取扱」等について、開示・不開示の具体的取り扱いを定めている。

例えば「指導のノウハウ等に関する情報」は不開示情報とされ、指導実施予件数(医科・歯科・薬局別、病院・診療所別、診療科別等の内訳)も不開示の例として示されている。

その結果、協会の不服申し立てを受け取った大臣官房総務課情報公開文書室より地方厚生局の事務運営の総合的監督等を行う大臣官房地方課に、協会からの不服申し立てが出されている件に

「あくまでも不開示を強制する通達ではない」——大臣官房地方課

当初、協会に届いた開示請求に関する決定通知には、指導予件数などを不開示とする旨が挙げられており、その理由は「その情報をお知らせすることにより当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため」としていた。協会も重ねて行ってきた。

この結果、協会の不服申し立てを受け取った大臣官房総務課情報公開文書室より地方厚生局の事務運営の総合的監督等を行う大臣官房地方課に、協会からの不服申し立てが出されている件に

協会が関東信越厚生局に対し行政文書開示請求を行い、一度、一部不開示となった文書が七月五日に開示された。

開示された部分は、「平成二十四年度指導計画画」や「選定委員会会議録」にある具体的な指導予件数や高点数を理由にした指導を選定する際の割合等。

開示された資料からは、二十四年度の指導予件数は、新規個別指導が二百八十件(前年より四十件増)、集団的個別指導では、八百三十三件(同五件増)、個別指導は百五十五件(同六件増)であること等がわかった(左表参照)。

また、この問題を機に、今までも不開示とされていた集団的個別指導(本年は六月に実施されている)の対象医療機関の個々の点数やレセプト件数、高点数による個別指導対象医療機関の点数やレセプト件数も開示された。

資料(左グラフ)からは、平成二十四年度の集団的個別指導の対象には、補正された平均点数が三千五百五十三点(計八百三十三件)が選定されていることがわかった。

さらに、点数で見れば、でも、レセプト一件あたりの平均点数が千六百五十点以下は、指導大綱で示す集団的個別指導の基準値未満という状況であった。

協会が関東信越厚生局に対し行政文書開示請求を行い、一度、一部不開示となった文書が七月五日に開示された。

開示された部分は、「平成二十四年度指導計画画」や「選定委員会会議録」にある具体的な指導予件数や高点数を理由にした指導を選定する際の割合等。

開示された資料からは、二十四年度の指導予件数は、新規個別指導が二百八十件(前年より四十件増)、集団的個別指導では、八百三十三件(同五件増)、個別指導は百五十五件(同六件増)であること等がわかった(左表参照)。

各地で開示されることになったのが経緯である。その間、各地の保険医協会も厚生局への要請を重ねたこと言追いつ風になったことは言うまでもない。

また、この問題を機に、今までも不開示とされていた集団的個別指導(本年は六月に実施されている)の対象医療機関の個々の点数やレセプト件数、高点数による個別指導対象医療機関の点数やレセプト件数も開示された。

資料(左グラフ)からは、平成二十四年度の集団的個別指導の対象には、補正された平均点数が三千五百五十三点(計八百三十三件)が選定されていることがわかった。

さらに、点数で見れば、でも、レセプト一件あたりの平均点数が千六百五十点以下は、指導大綱で示す集団的個別指導の基準値未満という状況であった。

100件以下が約半数

集団的個別指導の半数は平均点数1650点以下

高点数を理由とする個別指導対象の平均点数が判明

その他、高点数を理由とする個別指導対象の医療機関が三百四十二件選定され、その平均点数は三千三百六十点(千六百四十点であることもわかった)。

月のレセプト件数でも集団的個別指導と同様に、百件以下の医療機関が五割を超えている。

現状では、そのすべてを指導できるだけの体制が整っておらず、昨年度実績から推測すると高点数を理由とした個別指導が実行されるのはその上位百件程度とみられ、その約二割は、月のレセプト枚数が三十件未満という状況であった。